

広島県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、世羅郡世羅町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、世羅町長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年二月二日

広島県知事 藤田雄山

伊尾	大字	上欄	
		地番	下欄
幸合岩	字		
一三三八の一部、一三四二の一部、一三四四の一部、一三四五の一、一三四五の三、一三四六の一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部			
伊尾	大字		
宮沖	字		